

運営方針「別に定める基準」

- 大阪府国民健康運営方針『別に定める基準』として、現在、次の4区分の減免制度が設定されている。

- 一 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、居住する住宅について著しい損害(①全壊、全焼、大規模半壊、②半壊、半焼、③火災による水損又は床上浸水)を受けたとき。
- 二 事業又は業務の不振、休業、失業等により、所得が著しく減少したとき。ただし、減少後の所得に基づき算出される保険料額が賦課限度額を超えている場合には、減免は行わないこととする。
- 三 被保険者が刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
- 四 世帯内に、次に掲げる要件のいずれにも該当する被保険者がいるとき。
 - ① 被保険者資格の取得日において、65歳以上である者
 - ② 被保険者資格の取得日の前日において、各被用者保険等の被保険者(当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

区分	一 災害	二 所得減少	三 拘禁	四 旧被扶養者
対象となる保険料	応能分及び応益分	応能分のみ	応能分及び応益分	応能分及び応益分
減免の割合	被害の程度に応じて3区分(全壊等100%、半壊等70%、火災による水損又は床上浸水50%)	前年所得からの減少率に応じて、8区分 (減少率が 30%以上40%未満:30%、 同40%以上50%未満:40%、 同50%以上60%未満:50%、 同60%以上70%未満:60%、 同70%以上80%未満:70%、 同80%以上90%未満:80%、 同90%以上100%未満:90%、 同100%:100%)	100%	所得割10割 均等割及び十八歳以上均等割5割 平等割5割(旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。)
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで【被災した日が属する月から起算し、最大12月】延期することができる。)	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)	拘禁されている期間	減免の申請のあった日の属する月以降(ただし、均等割、十八歳以上均等割及び平等割に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)

減免対象保険料

- 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、令和8年度より『十八歳以上被保険者均等割額』が追加されたが、本事務運用における『均等割』の記載は全て、『被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額』を表しているものとする。

申請期限

〈現状〉

- 国民健康保険条例参考例第27条第2項において、「納期限前七日」までに申請書を提出することとされている。

前項の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前七日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 総務省自治税務局が市町村に示している「市税条例(例)」についても上記と同様に記載されていたが、総務省行政評価局から行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんを受け、「市税条例(例)」における減免に係る申請期限を「納期限(前〇日)」と見直すとともに、平成27年3月31日付けで改正内容及び趣旨について通知している。

【行政相談の要旨】

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できることとされており、多くの市町村は、減免申請期限を納期限(5月31日)の7日前までとしている。一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できることとされており、都道府県の多くでは、納期限(5月31日)までに減免申請を行えばよいと聞いている。自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請期限を、せめて納期限(5月31日)までとする措置を普及・拡大してもらいたい。

【行政苦情救済推進会議の意見要旨】

○軽自動車税の減免申請期限を納期限まで延長しても支障はないとしている市町村がある
○納期限を過ぎても直ちに滞納処分や督促を行うものではないと考えられることから、税条例(例)において、軽自動車税の減免申請期限を納期限前7日までとする合理性に疑問がある

【あっせん要旨】

総務省自治税務局は、軽自動車税の減免を受けようとする者の利便にも配慮する観点から、軽自動車税の減免申請期限に係る税条例(例)の記載を見直すなどにより、市町村において、軽自動車税の減免申請期限を弾力的に取り扱うことができる旨を改めて周知する必要がある。

【運用】

上記の内容を踏まえ、減免に係る申請期限を『納期限当日』までとする。

【運用】

国民健康保険料が月割賦課であること、また、減免制度は、本人からの申請に基づくものであることを勘案し、減免対象保険料について、『申請日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月の前月までの月数』とし、未納保険料にのみ適用(資格喪失の代替処分の趣きが強い拘禁減免や市町村が被保険者の減免申請の意思を確認した日以降に、本人の責めに因らず納付される保険料を除く)する。

なお、申請が不可能な環境下(本人の責めに因らず、物理的に申請することができない状況に置かれている状態。)にあると認められる場合に、賦課権の期間制限満了前の保険料に限り、減免事由該当日あるいは賦課期日(年度途中加入の場合は資格取得日)のいずれか遅い日からの遡及適用を可能とする。

《申請が不可能な環境下にあると認められる事例》

- ・災害による本人の入院
- ・本人の拘禁
- ・減免事由該当日が当該年度保険料賦課額決定前(ただし、賦課額決定後初めて迎える納期限当日までに申請があった場合)

【具体例】

・年度保険料：12万円(1万円/月) (単位：円)

	1期(6月)	2期(7月)	3期(8月)	4期(9月)	5期(10月)	6期(11月)	7期(12月)	8期(1月)	9期(2月)	10期(3月)
4月分(計10,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
5月分(計10,000)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
6月分	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
7月分		10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
8月分			10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
9月分				10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
10月分					10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
11月分						10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
12月分							10,000	10,000	10,000	10,000
1月分								10,000	10,000	10,000
2月分									10,000	10,000
3月分										10,000
期別保険料	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

保険料納付	6期まで払済
減免率	50%減免
減免事由該当日	12月1日
減免申請日	2月1日

申請遅延の理由	減免対象保険料	減免額
① 申請が不可能な環境下	12~3月分	10,000円×4か月×50%=20,000円
② ①以外	2~3月分	10,000円×2か月×50%=10,000円

複数の減免事由に該当する場合の取扱い

【運用】

該当する項目のうち、減免額が最も大きくなるものを適用する。
また、減免額の算出にあたっては、月割賦課である保険料の性質を勘案し、一カ月につき、減免適用を一の事由に限ることとする。

【具体例】

- 8月：収入減少による減免額 $120,000 \times 1/12 \times 70\% = 7,000$
- 9月からの減免額
 - ・9月からの収入減少による減免額 $120,000 \times 7/12 \times 70\% = 49,000$
 - ・9月からの災害による減免額 $240,000 \times 7/12 \times 100\% = 140,000$

⇒ 8月のみ収入減少による減免を適用し、9月以降災害による減免を適用する【減免額14.7万円】。

保険料軽減制度に該当する場合の取扱い

【運用】

基本的には、保険料軽減の目的と減免制度の目的は異なることから、

保険料軽減該当世帯であっても、要件を満たす場合には、減免適用する(旧被扶養者減免については、別に定めるとおり)こととする。

ただし、非自発的失業者に係る保険料軽減と収入減少による減免の組合せについては、失業理由を問う問わないという差異はあるものの、離職等により収入が激減し、前年所得を基準とした保険料が過重な負担とならないことを目的としている点は同一であることから、非自発的失業者に係る保険料軽減を優先適用した上で、前年中所得を非自発的失業者については給与収入を30/100した後のものとし、減免事由該当後の所得と比較した場合において、減免事由を満たす場合に、減免適用することとする。

減免申請受付時期

減免適用は、納付義務者の保険料負担能力に着目して適用する点を勘案し、昨年中所得に基づく保険料額が決定・通知された後(保険料本算定後)から申請受付することとする。

なお、給付制限に伴う資格喪失の趣きが強い拘禁減免や制度変更による負担緩和の趣きが強い旧被扶養者減免については、保険料本算定前の申請受付も可能とする。その場合、本算定にあたっては、保険料決定通知と保険料更正(減免決定通知)を同時に通知することが望ましいと考えるが、その方法については各市町村の判断に委ねる。

同一事由による翌年度減免適用

次のとおり、翌年度改めて被保険者から減免申請があった場合、再審査を行ったうえで減免適用する。

ただし、旧被扶養者減免のみ、翌年度以降の減免申請を不要とし、当初申請に基づき、減免適用することとする。

〈災害減免〉

生活立て直しに至っておらず、改めて申請があった場合 ⇒ 被災した日が属する月から起算し、最大12カ月の範囲内において適用可能とする。

〈所得減少減免〉

昨年中所得と本年中所得を比較し、引き続き減免要件を満たす状況で、改めて申請があった場合 ⇒ 所得減少率に準じて適用する。

〈拘禁減免〉

継続して入所中であり、改めて申請があった場合 ⇒ 入所期間に合わせて適用する。

減免額の計算

減免額の端数整理については、1円未満を切り上げることとする。

また、減免額の計算については、医療分・後期分・介護分・子ども分それぞれで算出する。

区分	一 災害
対象となる保険料	応能分及び応益分
減免の割合	被害の程度に応じて3区分 ○全壊・全焼・大規模半壊:100% ○半壊・半焼:70% ○火災による水損又は床上浸水:50%
対象期間	減免の申請のあった日の属する年度末まで(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。 【被災した日が属する月から起算し、最大12月】)

減免可否及び減免割合の決定

罹災証明書(被災証明書)のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否及び減免割合を決定することとする。
※証明書のみで被害程度の確認ができない場合には、消防署や固定資産税担当課等の証明書発行所属に追加で確認を行い、記録を残す。

居住する住宅及び家財の範囲

『居住する住宅』: 被保険者が居住する主たる居住用住宅(原則的に、国保上の住所と一致。持家あるいは賃貸の別は不問。) 『家財』: 対象外

罹災時の被保険者資格

罹災後に転入される場合などが想定されるが、被災した事実が変わりではなく、生活の立て直しには一定期間を要することもあるため、罹災時点の資格有無は問わないこととする。

減免適用後の資格異動

減免適用後に、他の国保世帯と合併した場合や被災世帯に属する者の1人が他の国保世帯に異動した場合等は、減免適用世帯(異動前)の世帯主と異動後世帯の世帯主が同一の場合に限り、異動後の世帯においても減免適用を可能とする。
また、世帯主の死亡等に伴う一の世帯で完結する世帯主変更については、新たな世帯主についても減免適用を可能とする。

保険金等により、補填を受けている場合の取扱い

被災した場合、保険契約に基づき、被害に対する給付を受けることとなるが、保険契約自体が任意であること、契約内容(補償範囲や金額)が多種多様であること、被災した事実は補填の多寡にかかわらず同じであることから、保険金等による被害補填を受けている場合であっても、減免可否及び減免割合を決定する際に考慮しないこととする。

区分	二 所得減少
対象となる保険料	応能分のみ
減免の割合	前年所得からの減少率に応じて、8区分 (減少率が、30%以上40%未満:30%、同40%以上50%未満:40%、同50%以上60%未満:50%、同60%以上70%未満:60%、同70%以上80%未満:70%、同80%以上90%未満:80%、同90%以上100%未満:90%、同100%:100%)
対象期間	減免の申請のあった日の属する月以降、保険料を納付することが可能となるまでの間(ただし、必要に応じ、当該申請日の属する年度の翌年度末まで延期することができる。)

減免可否の決定

- 所得減少の対象事由及び減少後の所得が確認できる書類のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否を決定することとする(下記は一例)。

【対象事由】(把握済みの昨年中所得等から、対象事由及び事由発生日が特定できる場合は、提出書類を省略しても構わない)

事由	書類(例)
会社を退職した	退職日の記載がある源泉徴収票、退職証明書、離職票
給料が減少した	減少前と減少後(3か月分程度)の給与明細書
廃業した	廃業届出書
個人年金の受給期間が終了した	配当金支払通知書

《減免対象外となる所得減少事由》

- ・非経常所得の所得減少(仮に対象とした場合、2年以上連続して同様の所得がある場合を除き、申請者全てが減免対象となり、事実上それだけの収入があるにもかかわらず、その収入に応じた保険料賦課がなされないこととなるため。)
- ・「65歳以上と65歳未満で公的年金等の雑所得の算出方法が異なることによる所得減少」及び「課税年金から非課税年金への切り替えに伴う所得減少」
- ・所得税法等の税制の改正による控除額の変更に伴う所得減少(それに伴い、保険料支払いが困難になるとは考えられないため。)

※見込所得を算出する際は、所得税法上の給与所得控除や公的年金控除については、賦課対象年度(保険料の算定の基礎となった年度)の制度で控除すること。

【減少後所得(確認書類の例示)】

収入の種類	書類(例)
給与収入	源泉徴収票、給与支払証明書、給与明細書(3か月分程度)
年金収入	年金額改定通知書、年金振込通知書、公的年金等の源泉徴収票
事業収入	見込みで作成した青色申告決算書、収支内訳書、帳簿、必要経費領収書
不動産収入	見込みで作成した収支内訳書、帳簿
配当収入	配当金支払通知書

※添付書類による適正な判断が困難な場合には、確定申告時期まで審査を保留する取扱いも可能とする。なお、具体的な審査保留の取扱いについては、個々の被保険者の実情に応じて保険者における判断に基づき実施する。(ただし、所得減少により、支払い能力が低下している被保険者にとっては負担となることから、必要最小限に留めること。)

- 書類の提出が不可能な場合は、申立書(申立の内容、書類を提出できない理由及び本人署名を記載(様式任意))を提出することにより、収入減少の根拠となる資料とみなす。

〈所得減少率の決定を行う際の世帯総所得の取扱い〉

【運用】

納付義務者である世帯主が、各々の世帯員の前年中所得(1～3月においては、前々年中)に応じて世帯に賦課された保険料の納付能力があるかを勘案する必要があることから、国保加入者(擬制世帯主除く)の総所得(旧ただし書き所得(基礎控除適用前))とする(これ以降、旧ただし書き所得(基礎控除適用前)を「所得」という)。

【運用】

国民健康保険料が月割賦課であること、減免対象保険料について、『申請日の属する月から減免事由が消滅した日の属する月までの月数』とする方向で検討していることから、減免事由発生後の一月あたり平均所得見込額と賦課の基となる年の一月あたり平均所得を比較することとする。

【減免事由発生後の一月あたり平均所得見込額の算出例】

- ①減少後の額面の給与収入が、12万、10万、11万と推移している場合
{一月あたり平均収入11万(=(12万+10万+11万)/3か月)×12か月-給与所得控除額}/12か月
- ②事業不振により、事業収入が16万、14万、15万と推移しており、各月の必要経費(※)が8万かかっていた場合
(16万-8万+14万-8万+15万-8万)/3か月
※必要経費は、以下のようなものが認められる。
賃貸料、地代、仕入れ代、通信費、交通費、運搬費、農薬・肥料代、燃料費等、その他事業を営むために生じた経費
- ③退職又は倒産後、収入が無くなった場合
0円(退職証明や廃業届で確認。)

- 次年度に入り把握した減免適用者に係る所得確定額と減免申請時の所得見込額の乖離有無については、所得状況に変化があった場合(再就職等)必ず届け出ること、後日必要な届出を行っていないことが判明した際には減免取消しの可能性があることを、減免受付時に周知することとする。
- 減免適用後に所得更正あるいは世帯加入状況の変化が生じた場合には、賦課更正後の保険料額で改めて所得減少率及び減免額を算定し、減免の変更決定を行うこととする。
 ≪所得更正≫ 賦課の基となる年度の所得が変更となった場合、被保険者からの申請の有無に関わらず、所得更正後の所得額に基づき、改めて所得減少率を賦課更正後の保険料額から減免額をそれぞれ算定し、変更決定を行う(ただし、申請書及び添付書類については省略可)。
 なお、再計算後の減免額適用月は所得の増減に関わらず「当初申請月」となる。(減免適用期間は変わらない。)

【事例1】

① 当初賦課状況

世帯状況: 単身世帯、所得の状況: 前年中所得120万円(一月あたり所得10万円)、保険料の賦課状況: 所得割6万円、均等割3万円、平等割3万円

② 10月から事業不振による所得減少に伴い所得減少減免申請

⇒ 世帯一月あたり所得: 10万円→5万円となり50%減免適用

《減免額: $60,000円 \times 50\% \times 6/12 = 15,000円$ 》

③ 12月に前年中所得に所得更正あり

(所得: 120万円⇒180万円、所得割保険料: 6万円⇒9万円)

⇒ 世帯一月あたり所得: 15万円→5万円となり60%減免適用

《減免額: $90,000円 \times 60\% \times 6/12 = 27,000円$ 》

	減免適用前 保険料	減免適用後 保険料	(減免額)		保険料	減免適用後 保険料	(減免額)
所得割	60,000	45,000	15,000		90,000	63,000	27,000
均等割	30,000	30,000	0		30,000	30,000	0
平等割	30,000	30,000	0		30,000	30,000	0
計	120,000	105,000	15,000		150,000	123,000	27,000

【事例2】

① 当初賦課状況

世帯状況: 世帯主と妻の2人世帯、所得の状況: 前年中所得360万円(一月あたり所得30万円(世帯主20万+妻10万))

保険料の賦課状況: 所得割18万円、均等割6万円、平等割3万円

② 世帯主が3月末退職、所得減少に伴い所得減少減免申請 (減免申請は6月上旬のため、年度内全ての保険料が減免対象)

⇒ 世帯一月あたり所得: 30万円→10万円となり60%減免適用

《減免額: $180,000円 \times 60\% = 108,000円$ 》

③ 妻が6月末退職、所得減少に伴い減免変更申請(申請は7月)

⇒ 7月以降の世帯一月あたり所得: 30万円→0万円となり100%減免適用

(4~6月の60%減免は変更なし)

《減免額: $(180,000円 \times 60\% \times 3/12) + (180,000円 \times 100\% \times 9/12) = 162,000円$ 》

④ 8月に前年中所得に所得更正あり

(所得(世帯主)240万円⇒360万円、所得割保険料18万円⇒24万円)

⇒ 4~6月の世帯一月あたり所得: 40万円→10万円となり70%減免適用

(7月以降の100%減免は変更なし)

《減免額: $(240,000円 \times 70\% \times 3/12) + (240,000円 \times 100\% \times 9/12) = 222,000円$ 》

⑤ 10月に再度、前年中所得に所得更正あり

(所得(妻)120万円⇒60万円、所得割保険料24万円⇒21万円)

⇒ 4~6月の世帯一月あたり所得: 35万円→10万円となり70%減免適用

(7月以降の100%減免は変更なし)

《減免額: $(210,000円 \times 70\% \times 3/12) + (210,000円 \times 100\% \times 9/12) = 194,250円$ 》

	減免適用前 保険料	減免適用後 保険料	(減免額)		減免適用後 保険料	(減免額)		減免適用後 保険料	(減免額)
所得割	180,000	72,000	108,000		18,000	162,000		240,000	
均等割	60,000	60,000	0		60,000	0		60,000	0
平等割	30,000	30,000	0		30,000	0		30,000	0
計	270,000	162,000	108,000		108,000	162,000		330,000	

	減免適用後 保険料	(減免額)		減免適用後 保険料	(減免額)
	18,000	222,000		210,000	15,750
	60,000	0		60,000	0
	30,000	0		30,000	0
計	108,000	222,000		300,000	105,750

《世帯状況の変更》

- ①減免事由該当者資格喪失:減免終了
- ②その他世帯員減少:資格喪失日が属する月以降の減少率を再判定(申請書・添付書類の再提出省略可)
※既存の世帯員分については、所得状況に変化があった時点で資料の提出を受けていることが前提。
- ③世帯員資格取得:資格取得日が属する月以降の減少率を再判定(添付書類は資格取得した世帯員のみで可)

【事例1】

① 当初賦課状況

世帯状況:世帯主と妻の2人世帯、所得の状況:前年中所得240万円(世帯主所得120万円、妻所得120万円(一月あたり所得各10万円))
保険料の賦課状況:所得割12万円、均等割6万円、平等割3万円

② 妻が4月に退職、それに伴い所得減少減免申請

⇒ 世帯一月あたり所得:20万円→10万円となり50%減免適用
《減免額:120,000円×50%=60,000円》

③ 妻が1月に社会保険加入により資格喪失

⇒ 1月以降の保険料及び減免率を再計算
保険料 … 1月以降の妻の保険料(所得割60,000円×3/12と均等割30,000円×3/12)を減額
減免 … 所得の減少がないため終了
《減免額:120,000円×9/12×50%=45,000円》

	減免適用前 保険料	減免適用後 保険料	(減免額)		減免適用前 保険料	減免適用後 保険料	(減免額)
所得割	120,000	60,000	60,000	→	所得割	105,000	60,000
均等割	60,000	60,000	0	→	均等割	52,500	0
平等割	30,000	30,000	0	→	平等割	30,000	0
計	210,000	150,000	60,000	→	計	187,500	45,000

【事例2】

①② 事例1と同様、③において世帯主が社会保険加入により資格喪失し、擬制世帯となる。

③ 世帯主が1月に社会保険加入により資格喪失(擬制世帯となる。)

⇒ 1月以降の保険料及び減免率を再計算
保険料 … 1月以降の世帯主の保険料(60,000円×3/12と均等割30,000円×3/12)を減額
減免 … 世帯一月あたり所得:10万円→0万円となり100%減免適用
《減免額:(120,000円×9/12×50%)+(60,000円×3/12×100%)=60,000円》

	減免適用前 保険料	減免適用後 保険料	(減免額)		減免適用前 保険料	減免適用後 保険料	(減免額)
所得割	120,000	60,000	60,000	→	所得割	105,000	45,000
均等割	60,000	60,000	0	→	均等割	52,500	0
平等割	30,000	30,000	0	→	平等割	30,000	0
計	210,000	150,000	60,000	→	計	187,500	60,000

区分	三 拘禁
対象となる保険料	応能分及び応益分
減免の割合	100%
対象期間	拘禁されている期間

減免可否の決定

収容証明書(在所証明書)等のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否を決定することとする。

対象となる保険料

原則、減免事由に該当する被保険者に係る所得割及び均等割のみを対象とする。
ただし、対象となる期間に他の被保険者がいない月は、平等割も免除することとする。

《単身世帯の場合(平成24年7月17日付け厚生労働省保険局国民健康保険課発出の『平成24年度国民健康保険に関するブロック会議における質問に対する回答』問83参照)》届出による資格喪失として取り扱うこととする。参考:国保質疑応答集P.450

問 甲市の国民健康保険被保険者Aは、ふとしたことから傷害事件を引き起こし裁判の結果、懲役に服することとなりましたが、この場合Aの住所については甲市にあるとすべきでしょうか。それとも刑務所所在地の乙市にあると認めるべきでしょうか。

答 Aが単身者であり、刑務所に入所するまで単独で世帯を構成していたのであれば、Aの住所は刑務所の所在地である乙市にあることとなり、また刑務所に入所するまで家族と一緒に生活しており、家族と住所を一つにしていた場合には、その家族が居所不明等の場合を除いて、Aの住所は家族のもとにあると認定することが妥当である。

【事例】A:夫(拘禁されていた対象者)4月から翌年4月収容 B:妻

パターン①)Bが9月から社会保険加入のため一部喪失。

パターン②)B転居・転出のため一部喪失＝住民票9月以降Aが単身世帯。⇒9月からA(拘禁者)のみの単身世帯となり、Aから届出があった場合。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	○	○	○	○	○							

- ①：【4～8月】所得割+均等割 【9月～】所得割+均等割+平等割
- ②：【4～8月】所得割+均等割 【9月～】全部喪失として処理。

パターン③)Bが10月から社会保険脱退等のため一部取得。よって10月から単身世帯ではなくなる場合。

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B							○	○	○	○	○	○

- 《Bの10月からの取得事由が社会保険脱退等の場合》
- 【4～9月】所得割+均等割+平等割 【10月～】所得割+均等割

区分	四 旧被扶養者
対象となる保険料	応能分及び応益分
減免の割合	所得割10割 均等割5割 平等割5割(旧被扶養者のみで構成される世帯に限る。)
対象期間	減免の申請のあった日の属する月以降(ただし、均等割及び平等割に係る減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)

減免可否の決定

被用者保険の被扶養者であったとの確認ができる書類(各保険者が発行する資格喪失証明書等)のコピーの提出を求め、その内容に基づき、減免可否を決定することとする。

保険料政令軽減との関係性

- 7割・5割軽減該当 : 減免事由に該当する被保険者の所得割部分のみ減免。
- 2割軽減該当 : 減免事由に該当する被保険者の所得割部分+均等割が2分の1となるよう、差額部分のみ減免適用(平等割も減免対象である場合は平等割も同様)。

特定世帯及び特定継続世帯の平等割軽減との関係性

特定世帯及び特定継続世帯の平等割軽減を優先して適用することとする。

	Aさん	Bさん	Cさん
R3	74歳【社保本人】	72歳【社保扶養】	71歳【社保扶養】
R4	75歳【社保→後期】	73歳【社保→国保】	72歳【社保→国保】
R5	76歳	74歳	73歳
R6	77歳	75歳【国保→後期】	74歳

旧被扶養者該当

特定世帯該当